

佐賀県告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土整備部まちづくり課において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

多久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし